

I 契約取消もしくは契約無効確認請求関係

【事案 I - 1】 共済契約無効確認および既払込掛金返還請求

・平成 27 年 7 月 7 日 裁定終了

<事案の概要>

住宅金融公庫融資の特約火災保険に加入済の自宅建物を対象に、「他の火災保険契約の加入」の告知事項を被申立人は確認せず、当該建物の価値を超過する長期積立満期型火災共済（以下「満期型火災共済」という。）に加入させられたため当該共済契約は無効であるとして、既払込掛金全額の返還請求の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、昭和 63 年に締結した満期型火災共済契約および平成 16 年に締結した満期型火災共済契約を取り消し、かつ、申立人に対し既払込掛金合計 184 万円を支払え、また年 6 % の遅延延滞金を支払え、との判断を求める。

- (1) 被申立人担当者は、住宅金融公庫融資の保障金額 1,500 万円の特約火災保険に加入済である申立人の自宅建物に、「他の火災保険契約の加入」の告知を確認せず、火災共済金額 1,000 万円の満期型火災共済の加入を勧め、被申立人は申立人と昭和 63 年に満期型火災共済契約（以下、「昭和 63 年契約」）を締結した。また、被申立人担当者は同様に告知を確認せずに、昭和 63 年契約を被転換契約とする火災共済金額 1,500 万円の転換契約をすすめ、被申立人は申立人と平成 16 年 8 月に満期型火災共済契約（以下、「平成 16 年契約」）を締結した。これにより、特約火災保険契約と昭和 63 年契約の合算で 2,500 万円、同様に平成 16 年契約の合算で同 3,000 万円の保障額となった。
- (2) 昭和 63 年契約および平成 16 年契約の勧誘は、法令で禁止する行為（共済契約者又は被共済者に対して、虚偽のことを告げ、又は共済契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為）に該当する。よって、被申立人は申立人に与えた損害を賠償する責務がある。
- (3) 申立人は平成 16 年契約を平成 26 年 5 月付けで解約した。この解約に至った理由は、上記の減額手続きに関する書類を被申立人が申立人に交付しなかった債務不履行によるものである。
- (4) 昭和 63 年当時、住宅取得資金は公庫融資が常識であった。にもかかわらず、被申立人は「その事実を知りえることが不可能」と主張する。被申立人は担当職員に対

し「公庫融資住宅には特約火災保険契約が存在する」ことを教育すべき立場にあったにも関わらず、これを怠っていた責任は重大である。

＜共済団体の主張＞

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 昭和 63 年契約については、被申立人は当該建物を再取得価格 1,400 万円と算定し、その範囲内で火災共済金額 1,000 万円の共済契約を締結したものである。平成 16 年契約については、被申立人は当該建物を再取得価格 2,000 万円と算定し、その範囲内で火災共済金額 1,500 万円の共済契約を締結したものである。かかる契約締結には何ら問題はない。
- (2) 昭和 63 年契約と平成 16 年契約の両契約とも、他の保険の存在について、申立人は「無」と申告しており、被申立人としてはこの「無」の申告を前提として共済契約を締結したものである。契約者からの告知がなければ、被申立人としては重複契約の存在を認識することができない。また、被申立人に重大な過失はないことから、遡及して共済掛金を全額返還すべきという申立人の主張は認められない。
- (3) さらに、被申立人の推進にあたっては、担当者において、設計書、重要事項説明書、約款・事業規約を提示して説明を行い、契約者（申立人）の意向に基づいて共済契約が締結されている。手続的に非難されるべき過失等はなく、申立人の主張を認めることはできない。
- (4) 建物を新築する際の資金の調達は、公庫融資に限られるものではなく、人それぞれである（融資を受ける場合もあれば、受けない場合もあるし、融資を受ける場合であっても公庫融資に限られるわけではない）。公庫融資とともに加入した保険は火災保険であり、自然災害も補償対象となる被申立人との共済契約内容とは保障される対象が異なる。それ故、重複契約といってもその適用範囲を考慮すれば、必ずしも重複とはいえない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件各共済契約の締結に際し、契約関係者が「他の火災保険契約の加入」の告知事項につき、告知すべきものとして認識可能であったかどうかの点については、本件各共済契約が締結された昭和 63 年、平成 16 年当時は、法令上、共済契約の締結に関する禁止規定に基づく、重要事項の説明を義務づけるような法令上の行為規範は存在しなかったが、共済契約は、共済事業者である被申立人による説明がなければ、専門家ではない一般の契約者には契約の内容を理解することができない。よっ

て、加入募集に当たって、被申立人には契約者に対して共済契約に関する重要な事項について、理解可能なように情報を提供したり説明をしたりする信義則上の義務があったというべきである。

- (2) 昭和 63 年契約の締結状況をみると、パンフレットおよび約款・事業規約には、「重複契約がある場合の共済金および給付金の額など、満期型火災共済について必要な事項を説明しています。」との注意書きが付加されている。

また、同事業規約・約款においては「すでに他の共済契約・保険契約が締結されており、その共済金額・保険金額とお決めになられる共済金額との合計額が共済価額をこえる場合は、掛金を無駄にお支払いになる」旨を説明し、適正な共済金額での加入を勧める記載がある。そして、同書面中の「共済金・給付金をお支払いできない場合」の項には、「共済契約者が、共済契約申込書の重要な記載事項について故意・重大な過失によって事実を告げなかったときまたは事実でないことを告げたときには、共済金・給付金をお支払いできない場合があります。」との記載がある。

さらに、共済契約申込書においては、冒頭に、約款・事業規約を承知のうえ契約を申し込むよう促す記載が置かれているとともに、「同一の共済の目的に対して締結している共済（保険）契約」が存在する場合にはその内容を記載すべき欄が設けられている。

- (3) 平成 16 年契約については、当時、被申立人において、契約申込書による申込みの前に、「重要事項説明書」をもとに約款・事業規約の重要部分を説明のうえこれを交付し、共済契約が締結されていたことが認められる。そして、上記「重要事項説明書」には、「共済契約者または被共済者は、次の場合には、あらかじめ共済団体までご通知ください。」との注意書きが置かれ、通知すべき事項の 1 つとして「共済の目的（省略）について火災等または自然災害を保障する他の共済契約又は保険契約を締結すること」が記載されている。また、平成 16 年契約の契約申込書には、「同一の共済の目的に対して締結している共済（保険）契約」の有無を明らかにするよう記入を求める欄が設けられている。これらの記載に目を通せば、申立人において、当該告知義務について認識することができたものというべきである。

- (4) 上記各書類の記載に照らせば、本件各共済契約の締結当時、被申立人においては、契約関係者に対して、重複する共済（保険）契約の有無等の確認と記載を促すという態勢が整えられていたと推認することができ、さらに申立人は、重複保険契約につき告知しなければならないことを理解することができたものと考えられる。よって本件各共済契約の締結時に、被申立人の担当者によって「他の火災保険契約の加入」につき告知すべきことの説明がなかったとする申立人の主張は認められない。

- (5) 本件各共済契約に係る事業規約・約款には、共済の目的について他の保険・共済契約の加入がある場合には、契約者に対しあらかじめ告知する義務を課し、共済者には、「故意または重過失」により告知義務違反があった場合には契約を解除すると

いう権限を認めている。その趣旨は、保険事故を招致して共済金を取得しようとする危険が高いという経験則に基づき、このような契約の成立を回避ないし抑制するため、当該共済契約締結の前に他の保険・共済契約の加入に関する情報を求め、共済者が当該共済契約の成立を未然に回避し、ないしは成立後に解除することを可能とするためである。既にみたとおり、本件共済契約の申込書は、同一の共済の目的に対してすでに他の共済契約・保険契約がある場合にはその内容を記載する形式であるところ、申立人による当該記載欄への記載はなく、被申立人としては、記載がない以上、申立人の他の契約への加入を知ることはできない。

以上のとおり、本件各共済契約の締結に際して、申立人には告知義務違反があったことは明らかであり、申立人の主張する被申立人の告知取得時における過失による本件各共済契約の無効の主張は失当である。

- (6) なお、申立人には、すでに申立人からの申出による解約返戻金として、平成 26 年 5 月に 94 万円が支払い済みであることが認められ、この事実は、申立人において本件各共済契約が有効であるという認識を持っていたことを前提に行った行為と考えられる。